

<p>(50) 奨学金申請時の審査を適切に行うべきもの (山梨県定時制課程 及び通信制課程修学奨励金) 所得制限について「生徒が扶養親族である場合には、当該生徒を扶養する親族の年間所得が所得税法に基づき課税対象とならない額の最高額の196%以下であること」とあるが、扶養する親族とは、共働きの場合は両者の収入の合計額なのか取り扱いを明確にすべきである。 また、奨学生としての条件で「經常的収入を得る職業に就いている者であること」とあるが、“經常的”の意義について明確にするよう検討されたい。</p> <p>(51) 残高管理を適切に行うべきもの (山梨県地域改善対策 高等学校等奨学資金) 残高明細等、諸リスト等について照合できない状態である。台帳の消し込み漏れとも考えられるので、なお調査確認を徹底し、改めて債権管理の徹底を期すべきである。</p> <p>(52) 借用証書未提出者が多いのでその提出の手續きをすべきもの (山梨県地域改善対策 高等学校等奨学資金) 借用証書が提出されず返還がされて</p>	<p>(50) 奨学金申請時の審査を適切に行うべきもの (山梨県定時制課程 及び通信制課程修学奨励金) 文部科学省に照会した結果、「当該生徒を扶養する親族とは、税法上の扶養親族のことであり、共働きの場合でも、税法上の扶養者である者の収入により算定すべきものであり、また、經常的収入を得る職業に就いている者は、教科書学習書給与費補助事業の実施要領第2条(定義)である定職に就いている者及び1年間におおむね90日以上パート又はアルバイトに就いている者とするとの内容と同じ取り扱いはある」との回答であったため、修学奨励金貸与の趣旨を踏まえ、今後はこの取り扱いにより審査することとした。</p> <p>(51) 残高管理を適切に行うべきもの (山梨県地域改善対策 高等学校等奨学資金) 再度、台帳の消し込みもれ等を調査確認し、適正を図った。</p> <p>(52) 借用証書未提出者が多いのでその提出の手續きをすべきもの (山梨県地域改善対策 高等学校等奨学資金) 未提出の借用証書については、提出</p>	<p>いない者が相当数ある。また、催告は返還をしない者には行われていないのが実情である。</p> <p>(53) 奨学金申請時の審査を適切に行うべきもの (山梨県地域改善対策 高等学校等奨学資金) 奨学生の条件に、親族の収入基準があり、本人以外の扶養親族について控除額の対象となるため、在学証明を徴取すべきである。</p> <p>(54) 施行規則の様式を見直すべきもの (市町村振興資金貸付金) 申請書等の様式は、「山梨県市町村振興資金条例施行規則」で定められているが、実際は施行規則の様式に従っておらず、定められた記載内容が欠落した部分が存在する。実質的、形式的側面を検討し、様式の見直しをすべきである。 第2号様式「事業計画書」においては、事業効果の記載が必要となっていないが、現況では事業効果の記載はない。貸付実行の可否選択をするうえでの重要項目であるので、記載を省略すべきではない。 第4号様式「市町村振興資金融通事業実施状況調」においては、経費支出状況の記載が必要となっていないが、現況の文書には当該記載はない。事業の実施状況を財務面で検証するための項目であるので、記載を省略すべきでない。</p>	<p>してもらうこととした。また、関係団体と折衝を図り、理解が得られるよう根気強く折衝していくこととした。</p> <p>(53) 奨学金申請時の審査を適切に行うべきもの (山梨県地域改善対策 高等学校等奨学資金) 事実確認を書面で行う必要があるため、在学証明を徴取することとした。</p> <p>(54) 施行規則の様式を見直すべきもの (市町村振興資金貸付金) 第2号様式の記載事項の見直し等を行った結果、事業効果の記載の重要性に鑑み、事業効果の項目を含んだ規則様式の改正を行い、平成15年4月1日から施行している。 第4号様式の記載事項については、経費支出状況の重要性に鑑み、経費支出状況の項目を含んだ規則様式の改正を行い、平成15年4月1日から施行している。</p>
--	---	---	---

<p>(55) 工事完了の確認手続きが必要なもの (市町村振興資金貸付金) 年度末までに完成引渡された工事について債務が確定したものととして資金貸付を行うものであるが、完成引渡が年度末直近となるものについて、工事竣工検査届等の追加書類の提出を求めること等の確認手続きが必要である。</p>	<p>(55) 工事完了の確認手続きが必要なもの (市町村振興資金貸付金) 年度内債務の確定を確認するため、融通申込時（3月）に、全ての事業について「工事完成届」の写しの提出を求めることとした。 また、融通申込書提出時点で完成していない事業については、貸付日前日までに、公文書をもって「工事完成届」の写しの提出を求めることとした。</p>	<p>あるが、現状の記載方法は、決算年度の歳入に係る債権（収入未済額）が含まれている。決算年度中の増減については、当年度に調定した額を計上すべきである。 出納整理期間中の収入・支出額が、備考欄に記載され、年度末債権現在額から除外されているが、歳入調定、支出負担行為は、年度末までには終了しているので、年度末債権現在額に加算・控除すべきである。 高度化資金貸付金に創造的の中小企業創出支援資金貸付金（特別会計分）が含まれているので修正されたい。 商工業振興資金貸付金に差額があるので修正されたい。 小規模企業者等設備導入資金（設備近代化資金）貸付金の差異を整理されたい。</p>
<p>(56) 条例施行規則に基づく所定の書類を徴収及び保管すべきもの (辺地振興資金貸付金) (過疎地域域振興資金貸付金) 借入申込書（第1号様式）が保管されていないもの、資金借入申込書（第3号様式）に予算書の写しの添付がされていないもの、及び資金借入申込書（第3号様式）に契約書の写し及び事業実施状況調が添付されていないものがあつた。</p>	<p>(56) 条例施行規則に基づく所定の書類を徴収及び保管すべきもの (辺地振興資金貸付金) (過疎地域域振興資金貸付金) 徴収及び保管されていない様式や書類について、関係市町村から徴収し保管整備済である。</p>	<p>(58) 継続的な団体への単年度貸付けについて見直すべきもの (年度初めに貸付けを行い 年度末に回収する資金) 年度初めに貸付けを行い、年度末に回収する方法で貸付けられている資金については、貸付先では実質的に固定資金であるため、返済資金の調達を必要とし、つなぎ資金を調達するなど手続きに煩雑さがある。単に当該団体の運営資金の援助である場合は、その目的を達したものは制度を見直すべきである。</p>
<p>(57) 「財産に関する調書」における債権の記載方法については是正改善すべきもの (財産に関する調書) 平成13年度各会計歳入歳出決算附属書類「財産に関する調書」における貸付金の債権計上が適正でないのでは是正改善すべきである。 当該調書は決算年度の歳入に係る債権以外の債権について記載するもので</p>	<p>(57) 「財産に関する調書」における債権の記載方法については是正改善すべきもの (財産に関する調書) 決算年度に履行期限を迎えた債権に係る調定額を減額することとし、平成14年度決算報告書から修正した。 また、決算年度に履行期限を迎えた債権に係る調定額を控除し、翌年度以降に履行期限を迎える債権額を加算す</p>	<p>(58) 継続的な団体への単年度貸付けについて見直すべきもの (年度初めに貸付けを行い 年度末に回収する資金) これらの資金については、年度末に事業資金の貸付実績報告書を提出させること等により、資金の運用目的、団体の経営状況などを毎年度確認できる点等を重視して、単年度貸付けを行っているものである。資金の運用実態、資金調達手続きの状況等をみながら、単年度貸付けの必要性について検討を進めていくこととする。また、貸付先において運転資金の援助となっている</p>

<p>総括的意見</p> <p>1 一元的な管理体制</p> <p>債権の回収行為には、相当程度専門的なノウハウも要求されるものであり、債権の保全・回収について一定の基準に基づき処理も必要であるため、少なくとも貸付金の保全・回収に関する専門部門による一元的な管理体制若しくは同様な効果のある制度を検討すべきである。</p>	<p>場合には、経営改善を含めた貸付制度の見直しを行うこととする。</p> <p>総括的意見</p> <p>1 一元的な管理体制</p> <p>貸付金債権の保全・回収事務が、一定の基準に基づいて行われるようにするため、その指針となる「山梨県債権管理ガイドライン」を作成し、債権の管理事務を統一的な基準で的確に実施できるようにした。</p> <p>また、この管理事務の担当職員を指導するため、「債権管理指導監」を配置して、これら担当職員に対し助言、相談、事務処理研修等を行う中で、当該職員の貸付金の保全・回収に関する能力を高めるとともに、当該債権の管理状況を適時・的確に把握し、円滑な事務処理が行われるように指導する。</p> <p>さらに、貸付金の保全・回収を促進させるため、「山梨県債権管理検討委員会（幹事課長などで組織する）」（仮称）を新たに設置し、包括外部監査指摘事項の改善状況の検証や問題点の把握・検討を行い、債権管理をより適正に実施できるように推進体制を整える。</p> <p>2 審査機関の設置</p> <p>平成14年度に策定した貸付要領において、貸付審査会の設置を定めており、審査会において経営計画のより綿密な審査を行う。また、審査会の構成員として、公認会計士等の外部の専門家を委員とする。</p>	<p>3 成果指標の開発</p> <p>事業の目標達成率等、融資による経済政策の評価の基準若しくは指標の開発が重要である。</p>	<p>3 成果指標の開発</p> <p>県では、成果重視の行政の推進や職員の意識改革、県民への説明責任の徹底、限られた財源の効果的な活用などを目的に、平成11年度から政策アセスメントを実施しており、平成15年度には、県単独中小企業設備貸与資金や創造的中小企業創出支援資金など18の貸付事業を含む203事業について、事業成果や執行方法などの検証・評価を行い、必要な見直しを進めているところである。</p> <p>こうした政策アセスメントは、事業、施策、政策と連なる政策体系上の最小単位である事業レベルでの評価であり、他の事業と比較した相対的な評価が難しいことから、現在、より上位の施策単位での評価制度について試行・検討を進めている。</p> <p>施策単位での評価は、施策を構成する事業間の優先順位付けや効果的・効率的な事業構成の評価を目的としており、基本的な評価の手法は、施策の目的に沿って県民に分かりやすい成果指標を設定し、この指標の推移などから成果の達成度を見極めるものとしている。</p> <p>現在、民間有識者からなる政策アセスメント委員会において、施策評価の試行・検討を進めており、平成17年度からの本格実施を予定しているが、この制度の導入を図る中で、融資などの貸付金事業についても成果指標の推移</p>
---	---	---	---

による評価を行い、限られた財源をより効果的に配分し、成果を重視した財政運営を図ることとする。